寝屋川市旅館業法施行条例改正骨子案

１　条例改正の背景・改正趣旨

平成 30 年６月の住宅宿泊事業法の施行に伴い、旅館業法についても改正され、無許可営業に対する罰則の強化や施設の構造設備基準が見直され、諸制度との整合も図られました。

旅館業法における簡易宿所営業については、比較的小規模な施設でも営業が可能で、民泊の運営形態の一種として選択されることがあり、宿泊需要の拡大を受け、市内における簡易宿所の施設数は 19 施設（令和７年度末時点）で、年々増加傾向となっています。

令和８年７月 15 日付で国から発出された通知において、住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制が可能とされたことを受け、近隣市など他の自治体においても民泊規制が強化される傾向があるため、その影響で今後さらに市内の簡易宿所の施設数の増加が見込まれることに加えて、一戸建て住宅や集合住宅等として建設された建物を簡易宿所にする等、住宅地などでの営業増加に伴い、周辺住民からの騒音、ゴミ出しなどを巡る住民トラブルが想定されます。

そこで、営業者による施設の状況把握・苦情処理等を円滑に行い、宿泊者管理の水準を向上させるための取組として、寝屋川市旅館業法施行条例を改正します。本条例改正案は令和９年３月市議会定例会に条例案を提出し、令和９年４月１日施行予定です。

２　改正内容

＜現在＞

簡易宿所の構造設備基準として、フロント、玄関帳場の設置は求めていません。

宿泊者が旅館業の施設を利用している間、営業者等が施設に常駐する規定はありません。

＜改正案＞

簡易宿所の構造設備基準として、旅館・ホテル業と同様に、施設内にフロント、玄関帳場（宿泊者その他利用者の出入りを容易に確認でき、直接面接できる場所に）の設置を義務付けます。また、玄関帳場に類する設備（ICT のみでの代替）は不可とします。

ホテル・旅館・簡易宿所について、衛生措置基準として、宿泊者が旅館業の施設を利用している間、営業者又はその代理人、使用人その他の従事者が当該施設に常駐することを義務付けます。

なお、許可済施設には、原則遡及しません。